

半導体・蓄電池産業のサプライチェーンに関する調査業務 仕様書

1 業務名

半導体・蓄電池産業のサプライチェーンに関する調査業務

2 本業務の目的

半導体と蓄電池は、経済活動や日常生活に必要不可欠なものであり、社会のデジタル化や脱炭素化の実現にも重要な技術であることから、各国で技術開発が活発化している。我が国においても、国内製造基盤の強化と研究開発の加速化に向けて官民相互の取組みが進んでおり、本県においては、こうした動きに対応し、県内に立地する先端科学技術基盤等を活用した研究開発の促進と技術開発拠点の集積に向けて、令和4年度に「次世代電池・半導体技術開発拠点推進協議会」（以下、「協議会」とする。）を設置し、議論を開始したところである。今後、本協議会で具体的な施策を検討していく上で、本県の半導体及び蓄電池産業の現状を正確に把握することが必要である。

そこで、調査業務により、県内の半導体・蓄電池産業の特徴と立ち位置を明らかにし、協議会での産業振興や科学技術振興等の施策の検討材料の一つとする。

3 履行期間

契約締結日から令和6年3月31日まで

4 委託条件

- (1) 対象経費 半導体・蓄電池産業のサプライチェーンに関する調査業務費
- (2) 委託料 4,693千円以内（消費税及び地方消費税含む）
- (3) その他 再委託は原則として禁止する。

なお、再委託を必要とする場合は、あらかじめ兵庫県と協議し、承諾を得た場合に限り認めるものとする。

5 業務内容

(1) 調査対象

兵庫県内に本社又は事業所・研究拠点等を設置する企業であって、半導体及び蓄電池の組立・製造のみならず、一連の製造工程を支える企業を含めて、関連企業として調査の対象とする。

(2) 調査手法

企業への調査手法は限定しない。調査に対して、企業側の理解が得られ、かつ、

効率的・効果的な手法を応募者が提案すること。

なお、半導体及び蓄電池は、国民の生存に必要不可欠又は広く国民生活・経済活動が依拠している重要な物質として、政府より特定重要物質の指定を受けており、経済安全保障上の戦略物質となっている。各国で自国内のサプライチェーンの強化にむけた企業の誘致施策が展開されており、企業は難しい経営選択を迫られている。企業への調査時は、複雑な背景事情があることに十分に留意すること。

(3) 調査企業数

提案者において想定する調査企業数を提示すること。県内の半導体及び蓄電池産業の現状を正確に把握するため、予算の範囲内において可能な限り多い方が望ましい。

(4) 調査項目

以下のア～エについて、必要な調査手法、調査内容及び整理分析方法を具体的に提案すること。また、この他、県内の半導体及び蓄電池産業の現状を把握する上で、追加で実施することが望ましい調査があればあわせて提案すること。

ア サプライチェーン調査

県内で活動する半導体及び蓄電池関連企業のサプライチェーンを調査し、県内外の企業同士のつながり（構造）を整理。産業の裾野の広がりや厚みを明らかにすることで、県内の半導体及び蓄電池産業の特徴（強みと弱み）を多角的に分析。

- ※ 県内に立地する企業の情報（規模、売上高、製品・サービス情報、研究開発・設備投資、仕入先・供給先等）を一覧表としてとりまとめること
- ※ サプライチェーン構造がわかるように、半導体と蓄電池の製造工程上のどこに寄与する企業かを整理すること

イ 技術的優位性の調査

県内企業が保有する技術や特許等を調査し、急激な技術革新が進む2つの分野における競争性や優位性を分析。

- ※ 競争性や優位性の分析にあたっては、国際団体等が発表する技術ロードマップ等を考慮すること

ウ 課題及び支援ニーズの調査

企業の抱える課題と支援ニーズを幅広く収集し、企業の望む支援と公的機関

の役割を整理。

- ※ ヒアリング（対面・オンライン）等、企業と直接対話する調査手法を採用することが望ましい

エ 施策提案

ア～ウ及びその他の提案に基づく調査の結果を基に、播磨臨海工業地域、阪神工業地帯を有し、伝統的な製造業の集積する本県のバックグラウンドを活かして、半導体及び蓄電池分野の活性化に寄与する有効なアプローチ方法や施策展開について提案。

- ※ 国内外の動向や本県の特徴を考慮した提案内容とすること

(5) 調査結果のとりまとめ

成果物として、以下の書類を提出するものとする

- ・ 調査結果報告書（A4版・縦横問わず）
- ・ 企業情報を記録したデータ及びその他調査に要した関連資料 一式
- ・ その他、業務によって得られた資料 一式

- ※ 納入の形式は原則として電子データとする。ただし、別途、印刷物の提出を求める場合がある

6 業務実施上の留意点

(1) 契約の締結

- ・ 本プロポーザルは受託者を選定するために行うものであり、事業内容は改めて委託者と受託者において協議し、契約締結時の仕様書に反映する。
- ・ 本業務の目的達成のため、委託者の指示により、仕様書の内容の追加・変更を行う場合がある。

(2) 業務の進捗管理

- ・ 本業務の進め方について、受託者は、委託者と密に協議、連絡調整を行い、適切なスケジュール管理を行うこと。
- ・ 委託者が報告を求めた場合は、業務途中であっても、速やかに対応すること。

(3) 成果物の利用

- ・ 印刷物又は写真等の資料を引用する場合、受託者の責任において著作権管理者の了解を得ること。
- ・ 成果品の著作権・著作権等の権利は、全て委託者に帰属するものとする。また、委託者はこれらすべてについて二次利用する権利を有するものとする。

(4) 機密の保持

- ・受託者は本業務を通じて知り得た情報を契約以外の目的に利用し、第三者に提供してはならない。
- ・本業務に関して知り得た情報の漏洩、滅失、毀損の防止、その他適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(5) 再委託

- ・受託者は、委託者が認めた場合に限り、業務の一部を再委託することができる。

(6) その他

- ・受託者は、契約書及び仕様書に明示のない事項や疑義が生じた事項について、委託者と協議のうえ対応を決定するものとする。

以 上